

令和 6 年度

熊本県有明・八代工業用水道運営事業

県モニタリング報告書

1 県モニタリングの概要

(1) 趣旨

熊本県有明・八代工業用水道運営事業について、県と運営権者との間に20年間の公共施設等運営権実施契約（以下、実施契約という。）を締結した。この実施契約に基づく要求水準を適正かつ確実に履行し、安定的運営管理を長期にわたって継続していくため、県が運営権者に対して県モニタリングを実施する。

(2) 実施

県は、運営権者が自ら行うセルフモニタリングの結果を踏まえ、書面、会議体、現地確認により、モニタリングする。

(3) 対象

県モニタリングの対象範囲は、表1のとおりである。

表1 県モニタリング対象範囲表

区分			対象事項
大項目	中項目	小項目	
義務事業	統括マネジメント	事業管理	本事業の進捗管理状況
		経営管理	運営権者の財務状況
	維持管理・運営	運転管理	運営事業対象施設の運転、操作、監視等の実施状況
		保全管理	運営事業対象施設の保守点検及び必要な修繕等の実施状況
		顧客管理	検針、料金徴収等の実施状況
		危機管理	事業継続計画（BCP）に基づく災害・事故等の対応状況
	施設更新	設計	設計業務の進捗状況
		更新工事	更新工事の進捗状況
任意事業		事業管理	任意事業の進捗状況
事業終了時の引継業務		引継業務	引継業務の実施状況

※義務事業とは供給に係る業務、施設更新に係る業務、これらに係る補助的な業務をいう。

※任意事業とは県との義務関係がない、ユーザー企業に対する工業用水道関連施設のメンテや更新事業をいう。

(4) 公表

モニタリング基本計画書に基づき、モニタリング結果について、公表することができる。

2. 県モニタリングの総括

モニタリング様式の全項目を確認した結果、ほとんどの項目において適合しており、事業全般において、おおむね適切に運営されているものと認められる。

表2のとおり、県モニタリングにおける確認事項数 118項目のうち、適合52項目、指摘1項目、該当なし・評価外65項目。

表2 モニタリング区分別集計表

区 分(表記号)	計
適 合 (○)	52
指 摘 (△)	1
該当なし等 (-)	65
合 計	118

※県モニタリング様式については、別紙を参照

3 個別項目の県モニタリング評価

(1) 統括マネジメントモニタリング

統括マネジメントとは、要求水準書に定められた業務を適正かつ確実に履行するよう運営権者自身が実施する業務のことであり、県はこのことについて要求水準を安定的に充足できていることを確認するため、事業者によるセルフモニタリング実施報告書等にて確認する。

- ①事業管理 → セルフモニタリング実施報告書
- ②経営管理 → 株主総会・取締役会の議事録等及び計算書類等

1) 実施体制の構築及び人員配置について 別紙 No.1～No.3

(責任者と適切な人材が適切に配置されているか)

モニタリング実施項目3項目のうち、対象項目は3項目、うち1項目について一部不適合である。残りの2項目は適合である。

- ・適正に管理運営していくため、事業統括責任者を定め、リスク管理体制を整えているにも関わらず、八代市での震度4の地震に気づかず、当局職員からの連絡を受けて地震発生に気づいたことから、統括マネジメントができていない。(指摘①)

・実施体制の構築について（指摘①）

令和6年5月に八代地方で震度4の地震を観測した際、八代工業用水道においてBCP非常時配備体制を設置する必要があったが、地震発生が認識されず、必要な体制が配備されなかった。これは、非常時における社内の連絡体制が機能していなかったことを示すものであり、その改善を要求する。

・実施体制の構築について（前回の指摘①）

契約書第59条1項により、運営権者が実施する運営事業対象施設の更新に要する費用は、除却費を除き更新投資負担金として県が支払うものであるが、除却費を含んだ請求書が送付されてきた。実施契約書の内容を確認せずに請求書が発行されたため、社内のチェック体制が機能していないことから、改善を要求する。

（指摘の確認）

令和6年度は更新工事を実施していないため、指摘と同様の事例はなかったが、社内にて統括責任者の管理対象を広げるなど、チェック体制が強化されており改善がみられる。

2) 事業管理について 別紙 No.4～No.12

（各種計画を作成し、事業を進捗したか）

モニタリング実施項目9項目のうち、対象項目は2項目、すべて適合である。

- ・全体事業計画、単年度事業計画等を策定し、円滑な運営管理を可能にしている。

3) 経営管理について 別紙 No.13～No.30

（経営の基本事項を整備し、財務の透明性を図ったか）

モニタリング実施項目18項目のうち、対象項目は7項目すべて適合である。

- ・計算書類の提出について、財務に関する4点セット（計算書類、事業報告、付属明細書、セグメント情報）について、監査報告のうえ、提出されている。
有工と八工の会計及び計算書類を区分し、両事業の費用配賦方法を定め、配賦を行っている。

4) セルフモニタリングについて 別紙 No.31～No.33

（要求水準を満たすための自己チェックはできているか）

モニタリング実施項目3項目のうち、対象項目は2項目、すべて適合である。

- ・実施前にセルフモニタリング計画書を作成し、自ら適切なセルモニタリングを実施し報告を行っている。（四半期報告書及び実施報告書）

5) 情報公開について 別紙 No.34

(要求水準の遵守状況や経営状況等を随時発信しているか)

モニタリング実施項目1項目のうち、対象項目は1項目、適合である。

- ・要求水準の遵守事項や経営状況について、県のホームページを通じて公開する。
- ・HPを開設し、有明・八代工業用水道事業を発信している。

(2) 維持管理・運営モニタリング

維持管理・運営に係るモニタリングは、要求水準の充足を図るため、書類、会議体、現地による確認を行うことで達成を図っていく。また、下記の維持管理・運営に関する提出書類一覧のように、徹底を図ることで確実なものにしていく。

表3 提出書類期限一覧表

区分	提出書類	提出期限
運転管理	報告書(日報)	翌日10日まで
	報告書(月報)	
保守管理	報告書(日常点検、定期点検)	点検作業完了後10日以内
	報告書(洗管作業)	点検作業完了後10日以内
顧客管理	ユーザー企業問合せ対応記録	翌月10日まで
危機管理	被災等発生状況及び対応報告書	随時

1) 品質・供給管理について 別紙 No.35~No.37

(品質・水量等、要求水準を満たした給水ができているか)

モニタリング実施項目3項目のうち、対象項目は3項目、すべて適合である。

- ・供給規定に基づく浄水水質の適切な管理について、月間報告がなされている。
水温：常温 濁度：10度以下 pH：6以上8以下
- ・最低水圧 配水管末 0.5 kg/cm

2) 運転管理について 別紙 No.38~No.44

(運転管理計画・マニュアルに基づき、適切な運転管理が図られているか)

モニタリング実施項目7項目のうち、対象項目は6項目、すべて適合である。

- ・事業実施前に運転管理計画及び運転管理マニュアルを作成し、要求水準を満たす安定した浄水場等の運転管理が行われている。また、毎日の記録、そして毎月集計された運転管理報告書も適切に作成され、月間報告がなされている。
- ・特にマニュアルには、運転要領、保守要領、水質測定要領、薬品注入要領、汚泥処理要領等必要な事項が的確に記載され、これまでの運転実績と経験知などを盛り込んだものとなっている。

- ・職員には、マニュアルに従い運転・操作・監視が徹底されている。
- ・また、運転に必要なユーティリティの調達及び管理も適正に行われている。
凝集剤については、JWWA K154:2016 (水道用ポリ塩化アルミニウム) に定める品質、設定最大注入率 300 mg/ℓ
- ・運転管理報告書については、毎日記録がなされ、毎月集計し、月間報告がなされている。

3) 保全管理について 別紙 No.45~No.60

(保守点検計画・マニュアルに基づき、適切な点検等が図られているか)

モニタリング実施項目16項目のうち、対象項目は8項目、すべて適合である。

- ・年間保守点検計画及び月間保守点検計画について、「工業用水道維持管理指針」(日本工業用水道協会)に準拠した計画を作成し、計画的な保守点検を進めている。
- ・計画に基づき、日常点検マニュアル及び定期点検マニュアルを作成し、保守点検の徹底を図っている。
- ・長期修繕計画を作成し、的確に実施している。
- ・トンネル及び管路の保守点検については、目視による点検を行い、巡視記録表等に記録している。
- ・管路の洗管作業については、洗管作業計画を作成し、ユーザー企業に周知すると共に県に提出している。実施時期は毎年、支障が少ない8月に実施している。
- ・日常点検、定期点検、洗管作業及び修繕の記録等の報告書を作成し、県に提出している。
- ・電気事業法に従い、保安規定の作成や電気主任技術者の配置等、法令に遵守した適切な対応を行っている。

4) 顧客管理について 別紙 No.61~No.65

(ユーザーに対し情報発信体制が整えられ、また、問合せ情報等の分析ができていますか)

モニタリング実施項目5項目のうち、対象項目は5項目、すべて適合である。

- ・熊本県工業用水道管理条例に基づき、料金を算定し、料金徴収を適正に実施できている。
- ・顧客対応について、しっかりと問合せ情報を記録し、分析をしておき、顧客管理ができています。

表4 ユーザー企業数及び工水料金単価表

単位：円

工水名	ユーザー 企業数	工水料金単価				備考
		基本料金 単価	特定料金 単価	超過料金 単価	協力料 単価	
有明工水	13	50	50	100	15	
八代工水	22	35	35	70	15	

令和7年3月31日現在

5) 危機管理について 別紙 No.66~No.75

- (発災時にBCPは機能したか、初動対応はスムーズにできたか)
 モニタリング実施項目10項目のうち、対象項目は4項目、すべて適合である。
- ・事業継続計画（BCP）について、業務継続体制の整備を行うとともに国や地方公共団体との連携協力を得ながら災害対応を円滑に行う計画を策定している。
 - ・BCPに基づく必要な教育・訓練状況は、ワークショップ4回、運用訓練1回を実施している。
 - ・12月25日発生の上の原浄水場の取水口上流での油流出において、河川事務所からの連絡を受け、現地確認し、問題がないと判断し対応を終了させた。
 - ・5月に八代にて発生した地震は知覚できず、BCPは機能しなかったものの、8月に同地にて発生した地震（震度4）は、前回の反省を踏まえ適切に対応できている。
- ※5月に発生した地震におけるBCP及び初動対応については、実施体制の構築にて指摘しているためここでは指摘しない。

6) 県職員に対する教育・研修について 別紙 No.76

- (将来にわたってモニタリングができるだけの技術力確保に協力したか)
 モニタリング実施項目1項目、対象項目1項目、適合である。
- ・MIRAIE協議会を開催し、高pH原水の水処理における課題と対策等の講演等を行った。熊本県企業局2名、弘済会12名、WCK10名の合計24名が参加。

・県職員に対する教育・研修の時期について（前回の意見①）

県職員に対する教育・研修は、提案通り年1回開催されているものの、令和5年度は年度末(令和6年3月12日)に実施されている。教育・研修は、年度当初に実施することが望ましいと考えるため、実施時期を早めるよう取り組んでいただきたい。

(意見の確認)

県職員に対する教育・研修は、令和6年10月7日に実施されており、前回よりは改善されているが、遅くとも上半期に実施するよう取り組んでいただきたい。

<参考>

令和7年度は8月1日に実施済み。

7) 施設の公開・見学対応について 別紙 No.77～No.78

(コンセッション方式のPR、開かれた工業用水道事業を押し出しているか)

モニタリング実施項目2項目、対象項目2項目、すべて適合である。

- ・見学の要望に対して、見学者の安全確保や見学者用資料を作成するなど積極的に受け入れを行っている。
- ・浄水場内の見学時に頭上注意の箇所を見学する際はヘルメットを着用し、工事施工中の箇所は避けて安全が確保されたルートにて案内している。

※受入件数等 10件 56名

8) 施設の清掃について 別紙 No.79～No.81

(施設の美観維持に配慮した行動がとれているか)

モニタリング実施項目3項目、対象項目3項目、すべて適合である。

- ・浄水場内の整理整頓、周辺の除草等を行い、環境整備に心がけている。
- ・施設の清掃等については、KKCが作成している作業実施報告書に記録している。
- ・産廃処分等について、産業廃棄物収集運搬業許可証等の写しにて適切に管理・処分していることが確認できる。

9) 公共工事等の立ち合いについて 別紙 No.82

(施設周辺での公共工事等がある場合、事故等の未然防止に動いているか)

モニタリング実施項目1項目、対象項目1項目、適合である。

- ・特に埋設管周辺での道路工事等については、9月19日に着工している「八代市道路(八代駅周辺)改良工事」において、道路舗装が完了するまで巡視している。

(3) 施設更新モニタリング

施設更新モニタリングは、定められた水質の工業用水をユーザー企業及び共同管理者に常時供給できるよう施設機能を保持するため必要な更新を計画的に実施できているかを確認するものである。

1) 更新施設の施設能力について 別紙 No.83

(更新する施設等は、要求水準を満足する機能を有しているか)

モニタリング実施項目1項目のうち、更新工事がなかったため、対象項目なし。

(参考) 浄水場の施設能力

有明工業用水道 上の原浄水場 給水量 134,300 m³/日、熊本県 33,860 m³/日

八代工業用水道 白島浄水場 給水量 48,350 m³/日、熊本県 27,300 m³/日

2) 更新計画及び実施契約について 別紙 No.84～No.106

(長期にわたって供給体制が維持できるよう更新計画が策定されているか)

モニタリング実施項目23項目のうち、対象項目は4項目、すべて適合である。

- ・提案時に全体事業計画及び5か年計画を策定している。
 - ・全体事業計画において、事業開始から事業終了までの施設更新計画を策定し、対象施設、更新時期、事業費が適切に記載されている。
- ※令和6年度は更新工事がなかったため、該当なしが増

3) 補助金申請への協力について 別紙 No.107～No.109

モニタリング実施項目3項目のうち、補助事業がなかったため該当なし。

(4) 事業終了時の引継業務

本事業終了後、事業継続（運転）が可能なように、適切な内容の引継を県又は県が指定した者に対して行うこと。

1) 引継業務について 別紙 No.111～No.114

モニタリング実施項目4項目、対象項目0項目、該当事項なし。

2) 施設状態について 別紙 No.115～No.118

モニタリング実施項目4項目、対象項目0項目、該当事項なし。